

私立学校で学ぶ 子どもたちのために



私立学校の教育研究環境の
持続的発展は、
皆さまの寄付によって
支えられています。

寄付には「受配者指定寄付金制度」をご利用ください。

「受配者指定寄付金制度」とは、私立学校の教育研究の発展のために寄付をしていただく際に、日本私立学校振興・共済事業団を通じていただくと、寄付金は全額損金扱いとして、税の優遇措置を受けていただける制度です。皆さまからの寄付金は、私立学校の教育研究の運営をはじめ、新しい校舎や研究設備・機器、遊具、学生への奨学金などへ利用されています。

受配者指定寄付金制度をご利用いただくと、 寄付金は全額損金扱いになります。^{*1} ぜひ、お役立てください。

ご利用にあたっての事務手数料などは一切不要です。

▼損金算入限度額の比較



■受配者指定寄付金制度

→指定した私立学校へ私学事業団を通じて寄付をする

□特定公益増進法人に対する寄付金制度^{*2}

→私立学校へ直接寄付

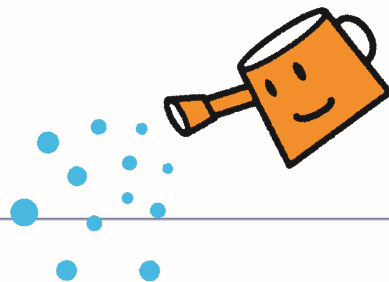
□私立学校以外の一般の寄付先へ寄付

▼損金算入限度額

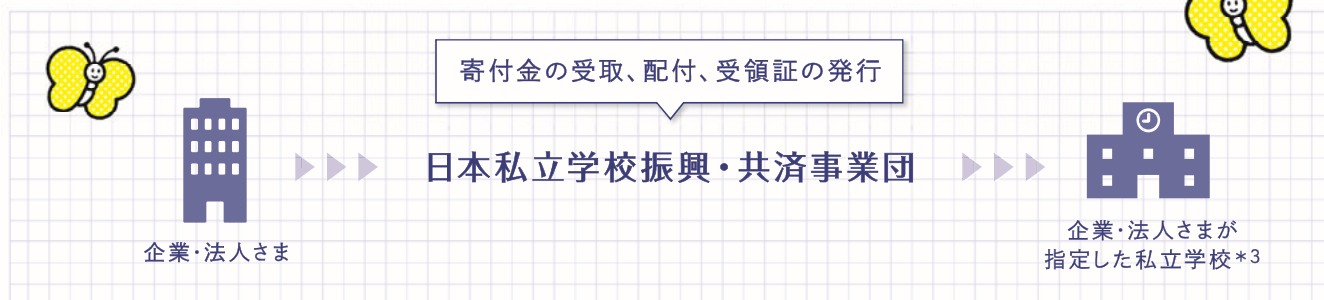
全額

(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2

(資本金等の額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4



■「受配者指定寄付金制度」の寄付金の流れ



*1. 令和2年7月時点の法令等に基づいております。

*2. 学校法人が所轄庁より証明を取得している場合に利用できる制度です。

*3. 受配者指定寄付金制度の対象となる私立学校▶大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校、幼稚園、特別支援学校、幼保連携型認定こども園および専修学校(授業時間数が2,000時間以上の高等課程または授業時間数が1700時間以上の専門課程を設置するもの)

日本私立学校振興・共済事業団は、日本全国の私立学校の
教育の充実と向上に寄与するためにつくられた公的機関です。

受配者指定寄付金制度に関する詳細はホームページをご覧ください。

私学事業団 寄付



▼本制度に関するお問い合わせは

▼こちらにもお問い合わせいただけます。

日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課

☎ 03-3230-7317, 7318

✉ kifukin@shigaku.go.jp

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

https://www.shigaku.go.jp/s_kihu.menu.htm

日本私立学校振興・共済事業団